

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

平成20年3月6日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

[REDACTED]が、平成20年2月15日付けで審査請求人に対し行った生活保護申請却下処分は、これを取り消す。

事 実

[REDACTED]（以下「処分庁」という。）は、平成20年2月15日、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により、生活保護申請却下処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成20年3月6日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、次のとおり主張する。

[REDACTED]からの支援を得られず、生活に困窮しているので、生活保護申請の却下は不当である。

裁 決 の 理 由

1 認定事実

本件に関しては次の事実が認められる。

[REDACTED]

2 判断

(1) 法の規定等について

ア 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、また、同条第2項は、「民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と規定している。

イ 扶養義務の取扱いについては、「要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。」（生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第4）とされている。

また、扶養の程度は、社会通念上、扶養する者にふさわしいと認められる程度の生活を損なわない限度を標準とすることとされている（生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第4の2の(5)イ）。

ウ 保護申請時における助言指導については、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。」（局長通知第9の1の(2)）とされている。

(2) 処分庁の主張について

処分庁は、平成20年6月13日付け弁明書において、次のとおり主張する。

請求人は、■■■■との関係が破綻した後、現住居に転居し、■■■■からの援助も得られないことなどを理由に本件申請を行ったが、実際には、離婚後、■■■■宅に戻っており、そのまま■■■■と同居することができない特段の事情がなかったにもかかわらず、生活保護の受給を意図してアパートを借り、■■■■宅から転出したことから、請求人自ら■■■■からの扶養を忌避していると認め、局長通知第9の1の(2)に基づき、請求人が法第4条第1項の要件を欠くものとして行った原処分に、違法又は不当な点はない。

(3) 原処分について

ア 処分庁は、請求人が扶養義務者からの扶養を忌避していることを理由に、法第4条第1項に基づき、保護の要件を欠くとして保護の申請を却下している。扶養義務者による扶養が法第4条第1項にいう資産となり得るためには、扶養義務者が扶養の能力と扶養する意思を有していることが必要である。そこで、原処分について、請求人の扶養義務者が「扶養の能力」及び「扶養する意思」を共に有しているか否かを検討する。

イ まず、「扶養の能力」について、処分庁は、前記1の(4)ないし(6)のとおり、請求人の収入を確認するとともに負債の状況や生活状況などについて聴取しているが、それらの内容は、前記(1)のイに照らし、に十分な扶養の能力が確実にあるとまで判断できるものではなく、また、処分庁から提出を受けた資料（以下「資料」という。）からも処分庁がに扶養の能力があるか否かを検討した事実は認められない。

ウ また、「扶養する意思」については、前記1の(4)及び(6)のとおりは扶養援助できない旨述べており、資料からも、からは、請求人との同居も含め、扶養する意思があることは確認できない。

エ なお、請求人がとの関係が破綻した後、離婚が成立し、現在の住宅に転居するまでの間、宅において一時的に生活していた居住実態については、処分庁はと同居していたものと判断しているが、本件申請時において請求人が独立した住宅で生活しているという実態に基づく、本件申請前のとの一時的な同居は過去の扶養実績であって、原処分に当たって考慮すべきものではない。

オ 以上のとおり、からの扶養については、本件申請時点ではから扶養する意思の申出がないため、請求人の努力のみでは、利用しうるものではない。したがって、請求人はからの扶養を忌避しているとは認められず、処分庁の主張は採ることができない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成22年8月2日

北海道知事 高橋 はるみ

